

●各要請期間開始日以前にGS認証店舗であった場合

(※GS：「感染防止認証ゴールドステッカー」の略)

← 各要請期間において支給単価を算定 →

A, 全期間午前5時から午後9時まで時短営業（酒類の提供午前11時～午後8時半）		2.5～7.5万円/日
B, 要請期間中、1日でも午後8時を超えて営業または酒類を提供		2.5～7.5万円/日
C, 全期間午前5時から午後8時まで時短営業（酒類の提供自粛）又は休業		3～10万円/日

●各要請期間中にGS認証店舗となった場合

D, GS取得後、午前5時から午後9時まで時短営業（酒類の提供午前11時～午後8時半）		2.5～7.5万円/日
E, GS取得後も午前5時から午後8時まで時短営業（酒類の提供自粛）または休業		3～10万円/日

●その他の店舗

E, 全期間午前5時から午後8時まで時短営業（酒類の提供自粛）または休業		3～10万円/日
--------------------------------------	--	----------

1日でも ① の期間が含まれる場合は、支給額が2.5～7.5万円/日となります。

- 1 午前5時から午後9時まで時短営業（酒類の提供午前11時～午後8時半）
- 2 午前5時から午後8時まで時短営業（酒類の提供自粛）または休業